

成年後見制度 中核機関

を設置しました！

お気軽にご相談ください！



誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、みなさんのご相談に対応します。

成年後見制度を利用したい方や、成年後見制度について知りたいなど、制度についての様々な相談に応じます。【相談無料】（制度に関する助言、情報提供、関係機関との連絡調整など）

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるように、家庭裁判所に申立てをして、日常生活での様々な契約や預貯金などの管理を代行に行うことや、本人のみで行った不利益な契約行為を取り消すなど法的にさまざまな支援を行う「成年後見人」などを選任してもらう制度です。



親が認知症で、銀行のお金を引き出せない。公共料金の支払いができなくなった。

後見人の申し立てはどうやっていいの？

中核機関とは？

専門職、地域の関係者などと連携を図ることで地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、成年後見制度における広報、相談、利用促進、後見人支援、不正防止の機能強化を図ります。

障がいのある子どもの世話ができなくなってきた。親亡き後の生活をどうしよう。



かすみがうら市社会福祉協議会 中核機関

住 所 〒300-0121 かすみがうら市栄倉5462 ウエルネスプラザ2階
電話番号 029-898-2527 Fax 029-898-3523
受付時間 8:30~17:15（土日、祝日、年末年始を除く）

*この事業は市から委託されて行っています。

成年後見制度ってどんな制度？



法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

任意後見制度

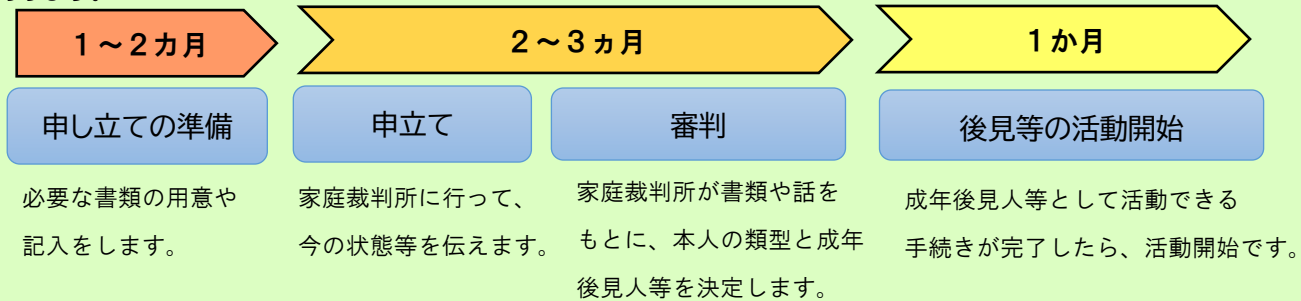
ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が自ら選んだ人（任意後見）に、自分の判断能力が低下した場合にしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

○申請方法の流れについて

任意後見制度を利用するためには、任意後見受任者と公証役場での契約が必要となります。

法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申し立てが必要になります。

※一般的な申立ての流れ及び期間についてお示ししています。状況により、成年後見人等の活動開始までに要する時間が変わることもあります。



○成年後見の種類

	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
名称	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者 (利用者本人)	契約の内容が分からない、お金の管理が難しいので、誰かに代わってほしい方	重要な契約や、多額のお金の管理をすることが本人一人では難しいので、誰かに手伝ってほしい方	重要な契約や、お金の管理は本人一人ではできるかもしれないが、誰かに手伝ってもらう方が安心する方	判断能力がある方
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上の保護	財産管理・身上の保護	財産管理・身上の保護	財産管理・身上の保護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意見 取消権	日常生活に関する行為 ※以外のすべての行為 (取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品の購入(スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など)その他日常生活に関する行為